

2014年1月9日

仙台市健康福祉局保健衛生部
生活衛生課食品衛生係 御中

宮城県生活協同組合連合会
住所：仙台市青葉区柏木1-2-45
フォレスト仙台5F
電話番号：022-276-5162
会長理事 齋藤 昭子

平成26年度仙台市食品衛生監視指導計画（案）への意見

記

1. 1-(2) 「食品等事業者に対するHACCPの推進と市民への普及啓発」について
仙台市自主衛生管理評価事業（仙台HACCP）において、評価を受けた施設についての公表や市民の認知度向上が、食品等事業者の取り組みを促す重要な要素と考え、監視指導計画に基づく実績についてホームページで確認できることや、「食の情報館」に「仙台HACCP」の評価を受けた事業者の情報を記載したことについて、安全な食品を選択するうえで有益な情報を市民が得られることになりました。

しかし、この制度の内容と独自の評価マークの周知を含めた認知度は、多くの市民には行き渡っていないと思われます。事業者が自ら仙台HACCPの取り組みを推進するためには、評価を受けたことによるメリットが必要です。重点事業にも盛り込まれていることから、仙台HACCPの認知度を高めるために、自主衛生管理の講習会を食品等事業者と一般市民が参加できる形式にするなど、従来の広報を見直し、新たな取り組み施策が必要と考えます。2012年度宮城県では、すでにこの制度についての学習会を実施しており、仙台市に於いても実施を望みます。

2. 2-(3) 「製造・流通・販売等における監視指導」について

2012年12月東京都調布市で、給食を食べた小5女児が「アナフィラキシーショック」を起こし死亡した事故が発生しました。文科省の調査によると、「アレルギーのガイドライン」に関する周知は、管理職や養護教諭ら一部の教職員にしか周知されていないという結果が報告されています。食中毒やアレルギー物質など、子どもの生命や健康に関する情報は、児童に関わるすべての教職員などに充分周知徹底してください。一連の食品偽装表示問題で、成形肉に、アレルギー物質の乳、大豆、小麦が含まれていた事件があったことから、監視指導のさらなる強化を求めます。

また、放射性物質の検査に関して、風評被害の問題から、保護者への情報提供も重要であり、丁寧な対応が望まれます。

食品安全行政を消費者の立場に立って推進するために、県や他市町村に寄せられた情報の共有などの連携が強化されているのか分りません。この点を明らかにするとともに連携強化を望みます。

3. 3-(1) 「食中毒発生時の原因究明、拡大防止」について

2012年、北海道で0157に汚染された浅漬けによる食中毒が発生し、深刻な被害をもたらしました。また、毎年ノロウィルスによる食中毒の発生も多発しています。拡大防止を図るうえでも、食中毒は家庭での予防も大切です。

重点事業の「肉の生食による食中毒防止対策」に関しては、食品等事業者への指導だけでは拡大防止に繋がらないと考えます。市民への情報提供や啓発・教育に関するこことを、消費者団体や市民

団体とも連携を図る記述を望みます。

4. 4－（1）「食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの推進・仙台市食品安全対策協議会の開催」について

食品安全対策協議会、せんだい食の安全サポーター会議等のメンバーの意見交換も重要ですが、一般の市民が参加しやすく、日頃抱えている不安や疑問を払拭できるような形式のリスクコミュニケーションを実施することが重要で、特に、食品中の放射性物質に対する風評被害をなくすためにも必要です。近年感染が問題となっているノロウイルスや今回の放射性物質の食品汚染など、市民がどのように対処をすればよいかなど、適切な情報を発信し、不安感・不信感の払拭と市民が理解判断し、行動できるような形式のリスクコミュニケーションを実施する必要があると考えます。

「食品に関する正しい知識を持ち、リスクを支援、仲介できる人材を育成します」は、食品安全対策協議会委員についてのことなのか、意味が分からぬいため、理解できる文言の表記が必要です。

5. 4－（2）「食品の安全性確保に関する計画案への意見募集・食品衛生監視指導計画の作成と公表」について

監視指導計画の策定にあたっては、計画案を市のホームページへ掲載することや各保険福祉センターでの配布により公表し、広く市民から意見を求めるとしています。しかし、意見募集にあたり、前年度の実施状況については、情報誌「食の情報館」から情報を得ることができます、十分とは言えません。監視指導計画は、十分な情報の提供を行ない、広く市民からの意見を求めて、作成することが必要です。

6. 4－（3）「せんだい食の安全サポーター等の活動」について

せんだい食の安全情報アドバイザーは、平成25年度に新たに設置されました。消費者の代表として、消費者目線を活かした活動内容となることが重要であることから、多くの市民が活動の情報を入手できるよう、具体的な活動計画や内容を明記する必要があると考えます。また、せんだい食の安全情報アドバイザーの役割として、食中毒に留まらず、食品中の放射性物質に関することも含めることを希望します。

7. 4－（5）「消費者への情報提供」について

消費者が、食品安全基本法で謳われている「消費者の役割」を果たすためには、食品の安全に関する「消費者力」を高めるために様々な場での「気づき」が大切と考えます。そのために、食の安全に関する様々な情報の提供やリスクを消費者団体などとも協力して積極的にすすめることを希望します。

8. 4－（6）「食品の安全性に関する相談・食品の表示に関する相談」について

食品の偽装表示が大きな問題となり、消費者として表示されていることが本当のことなのか不安を抱く問題が起きました。特に食物アレルギーを持つ人にとっては、命に関わる重大な危険を孕む問題で、身を守るために食品表示は重要な判断材料となっていたはずです。危険情報を入手した時は、緊急に当該食品の流通状況調査等を行い、当該食品を排除するとともに、市民に対し、速やかに情報の公表をする必要があります。

● 最後に、仙台市民の生命・健康が最優先という視点での、食の安全性と信頼性の確保に向けた、仙台市としての目的を明確にした「仙台市食の安全・安心推進条例（仮称）」を制定することが必要と考えます。

仙台市においては、「仙台市食品の安全性確保に関する基本方針」を策定し、単年度毎のアクシ

ヨンプランにより施策を進めています。

しかし、原子力発電所事故の発生に伴う放射性物質による食品の汚染問題や消費者を裏切る食品偽装問題、付随した食物アレルギーの危険性の問題など食の安全への信頼を揺るがす問題等へ対応するには、食品の安全性確保だけでは十分とは言えません。また、食品の安全性確保が市民の食品に対する信頼性の確保へと直接は結びつきません。

また、仙台市中央卸売市場は、東日本大震災時にも毎日開かれ、仙台市民の重要な食品の流通拠点となりました。このような仙台市の施設管理・整備も含め、仙台市民の生命・健康が最優先という視点での、食の安全性と信頼性の確保に向けた仙台市の基本理念や基本方針、市民の役割や事業者・仙台市の目指す食の安全について長期的・継続的な施策がとれるよう、またより実効性が高く、市民の意見を施策に反映させることができるような「仙台市食の安全・安心推進条例（仮称）」を制定することが必要と考えます。

以上